

金 融 庁

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No.1

対 象 手 続		生命保険募集人登録事務				
年 間 平 均 申 請 件 数		182,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		保険業法（平成7年法律105号）第276条				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目 標 利 用 件 数 ( 件 ) (平成17年度までは実績)	182,000	198,836	182,000 154,737	182,000	182,000
	目 標 利 用 率 ( % ) (平成17年度までは実績)	100	100	100 100	100	100
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			<p>保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（オンライン化未対応） 登録申請者が法人であるときは、役員の氏名及び住所を記載した書面（オンライン化未対応） 登録申請者が生命保険募集人であることを証する書面（オンライン化未対応） 登録申請者が法人であるときは、その定款、寄付行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（オンライン化未対応） 登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類（オンライン化未対応）</p>			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		保険募集を行うことの適格性を審査するうえで必要である（保険業法施行規則第214条）			
	本人確認方法	本人による申請の場合	-		-	
		代理人による申請の場合	（全件オンライン手続で処理） 生命保険協会の電子署名により確認		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,150円		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	1,150円 （最近において事例無し）		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	約1ヶ月間		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	約1ヶ月間 （最近において事例無し）		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時 （財務局によって異なる。最近において事例無し）		-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-		-		
シ ス テ ム の 改 善		-		-		
広 報 ・ 普 及 活 動		-		-		
そ の 他		-		-		

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 2

対 象 手 続	生命保険募集人届出事務					
年 間 平 均 申 請 件 数	184,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）	生命保険契約の締結の代理又は媒介を行う「生命保険募集人」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合について、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該手続き電子的に行うもの。 （主な利用者：生命保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	184,000	399,489	184,000 275,226	184,000	184,000
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	100	100	100 100	100	100
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	-		-	
		代理人による申請の場合	（全件オンライン手続で処理） 生命保険協会の電子署名により確認		-	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる。最近において事例無し）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		-	
シ ス テ ム の 改 善		-		-		
広 報 ・ 普 及 活 動		-		-		
そ の 他		-		-		

電子申請・届出システム URL

[http://annai.fsa.go.jp/shinsei\\_top.html](http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html)

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 3

対 象 手 続	損害保険代理店登録事務					
年 間 平 均 申 請 件 数	22,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項	保険業法（平成7年法律105号）第276条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）	損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は、上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	22,000 7,549	22,000	22,000
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	100 -	100	100
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			<p>保険業法第279条第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号（同項第6号に係る部分を除く。）、第9号（同項第6号に係る部分を除く。）、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（オンライン化未対応）</p> <p>登録申請者が法人であるときは、役員の氏名及び住所を記載した書面（オンライン化未対応）</p> <p>登録申請者が損害保険代理店であることを証する書面（オンライン化未対応）</p> <p>登録申請者が法人であるときは、その定款、寄付行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（オンライン化未対応）</p> <p>登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類（オンライン化未対応）</p>		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			保険募集を行うことの適格性を審査するうえで必要である（保険業法施行規則第214条）		
	本人確認方法	本人による申請の場合	-	【電子申請の場合】	-	-
		代理人による申請の場合	-	該当なし（平成18年7月末稼働予定）	-	-
	手 数 料	オンライン手続の場合	1,700円 （平成18年7月末稼働予定）	-	-	-
		紙による手続の場合（オフライン）	1,700円	-	-	-
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	- （平成18年7月末稼働予定）	-	-	-
		紙による手続の場合（オフライン）	約2週間	-	-	-
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）	-	-	-
紙による手続の場合（オフライン）		平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）	-	-	-	
上記項目以外のインセンティブ措置			-	-	-	
シ ス テ ム の 改 善			-	-	-	
広 報 ・ 普 及 活 動			-	-	-	
そ の 他			<p>・損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社とその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100%となる見込みである。</p> <p>・平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。</p>			

電子申請・届出システム URL

[http://annai.fsa.go.jp/shinsei\\_top.html](http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html)

オンライン利用促進のための行動計画（改定）（金融庁）

No. 4

対象手続		損害保険代理店届出事務					
年間平均申請件数		49,000件					
根拠法令・条項		保険業法（平成7年法律105号）第280条					
手続概要 （主な利用者と代理申請率を明記）		損害保険契約の締結の代理又は媒介を行う「損害保険代理店」は上記法令に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、当該登録内容を変更する場合には、上記法令に基づく変更届出の提出が必要となり、当該登録を電子的に行うもの。 （主な利用者：損害保険会社、代理申請率：100%）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	49,000 32,384	49,000	49,000	
	目標利用率（%） （平成17年度までは実績）	0	0	100 -	100	100	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添付書類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	-			-	
		代理人による申請の場合	【電子申請の場合】 該当なし（平成18年7月末稼働予定） 【紙の場合】 代理申請会社の代理申請書			-	
	手数料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日 （平成18年7月末稼働予定）			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日8時30分～17時 （財務局によって異なる）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			-	
	システムの改善		-			-	
広報・普及活動		-			-		
その他		・損害保険代理店の登録申請は、現状、所属損害保険会社とその申請について代理を行い、さらに日本損害保険協会（以下、「協会」という。）を経由して行っている。現在、協会において、代理店情報を登録するシステムを構築中である。本年7月末以降の本番稼働後は、当該システムを利用したオンライン申請が見込まれることから、オンライン利用率は100%となる見込みである。 ・平成18年7月末に協会において代理店情報を登録するシステムが構築されたことから、以降は全件オンライン利用。					

電子申請・届出システム URL

[http://annai.fsa.go.jp/shinsei\\_top.html](http://annai.fsa.go.jp/shinsei_top.html)